

さし網漁業の許可について

令和8年4月28日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第7号で定めるさし網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 さし網漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
さより流しさし網漁業	別紙のとおり	4月1日から 6月30日まで	1	丸亀市、多度津町、白方に漁業の根拠地を有する者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月28日～同年5月4日

（3）備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和8年6月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア） 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

（イ） さよりを目的とする他種漁業と協調のうえ操業すること。

（ウ） 使用漁具は浮子方全長300メートル以内のもの1統のこと。

（エ） 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

（オ） 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

操業区域：AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIJと最大高潮時海岸線に囲まれた区域

A：多度津町、三豊市境界（北緯34度14.45分、東経133度42.53分）

B：多度津町岩島高頂（北緯34度15.28分、東経133度41.68分）

C：Bから多度津町高見島高頂見通し線と丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線との交差点（北緯34度16.08分、東経133度41.40分）

D：丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線と多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線との交差点（北緯34度16.70分、東経133度42.73分）

E：多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線と三豊市詫間町新田城高頂と同市粟島立髪鼻東端見通し延長線との交差点（北緯34度17.18分、東経133度42.06分）

F：Eから丸亀市広島カレイ崎見通し線と三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線との交差点（北緯34度18.35分、東経133度41.82分）

G：三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ400mのところを結ぶ直線と丸亀市牛島西側高頂からH見通し線との交差点（北緯34度19.80分、東経133度47.27分）

H：丸亀市上真島南端（北緯34度18.95分、東経133度47.57分）

I：丸亀市下真島中央からH見通し延長線と丸亀市牛島西端からJ見通し線との交差点（北緯34度19.15分、東経133度47.98分）

J：丸亀市旧土器塩田北護岸東角（北緯34度18.62分、東経133度48.33分）

